

津市公告第61号

津市電子図書館システム構築及び利用等業務に係るプロポーザルを実施するので、公告します。

令和8年5月8日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 業務概要

(1) 件名

津市電子図書館システム構築及び利用等業務

(2) 業務内容

- ア 津市電子図書館システム構築業務
システムの設計及び構築、システムテスト等
- イ 津市電子図書館に係る電子書籍の提供
- ウ 津市電子図書館に係るサービス提供
電子図書館サービス利用に係るシステムの維持管理等

(3) 履行期間

- ア 津市電子図書館システム構築業務
契約締結日から令和8年9月30日まで
- イ 津市電子図書館に係る電子書籍の提供
令和8年10月1日から令和9年3月31日まで
- ウ 津市電子図書館に係るサービス提供
令和8年10月1日から令和13年9月30日まで（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

(4) 履行要件

「津市電子図書館システム構築業務」、「津市電子図書館に係る電子書籍の提供」、「津市電子図書館に係るサービス提供」に係る契約をそれぞれ締結する。

なお、「津市電子図書館に係るサービス提供」の契約については、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約であり、月額（履行期間を通じ一定の額）での契約とする。

2 提案見積上限額（消費税及び地方消費税を含まない額）

契約締結日から令和13年9月30日までの期間の業務に係る提案上限額は、以下の内訳に基づく総額 4,900,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）とする。

また、提案見積書内訳（第1号様式別紙）については、いずれの業務についても提案上限額を超えてはならないものとし、超えた提案については無効とする。

【内訳】

- (1) 津市電子図書館システム構築業務

●委託料：令和8年度（※単年度契約）

システム構築業務 700,000円

(2) 津市電子図書館に係るサービス提供

●通信運搬費（※長期継続契約）

システム利用料

令和8年度から令和13年度（予定）

70,000円×60箇月＝4,200,000円

（令和8年10月から令和13年9月までの60箇月分）

期間中合計（税抜） 700,000円（委託料）

4,200,000円（通信運搬費）

提案見積書の金額は、契約（予定）金額を示すものではなく、提案内容についての事業期間全体の規模を示すためのものである。

津市電子図書館に係る電子図書の提供については、今回の提案見積内訳には含まないものとする。本プロポーザル終了後に、決定した契約事業者と締結する令和8年度分の電子図書の提供に係る契約については下記の規模を想定しており、実際の契約金額については、契約事業者が提供する電子書籍の中から発注者が選書した分の金額で契約するものとする。

●津市電子図書館に係る電子図書の提供（電子書籍使用料）

令和8年度（令和8年10月から令和9年3月まで）

2,719,182円（税抜き）

当該年度は、接続無制限の児童・生徒向けコンテンツ500タイトル以上という規模で想定。

令和9年度以降の規模は未定。

3 参加資格

(1) 津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。登載されていない場合にあつては、以下の書類を提出し確認を受けていること。

ア 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

イ 商号登記をしている個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）

ウ 商号登記をしていない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

エ 印鑑（登録）証明書

オ 法人にあっては、本社又は委任先となる営業所等の所在地における市区町村税について、申請日において未納の徴収金がないことを証明する書類（完納証明書）

※新規に支店等を開設した場合は、法人開設届

カ 個人にあっては、契約を行う予定の事業所等の所在地における市区町村税について、申請日において未納の徴収金がないことを証明する書類（完納証明書）

キ 法人にあっては、法人税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書（その3の3）

ク 個人にあっては、所得税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書（その3の2）

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(3) 本公告の日から契約締結までの間において、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止を受けていないこと。

(4) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第8

7号) 第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

(6) 手形交換所から取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でないこと。

(7) 官公庁等で発注された業務で、過去10年間(平成28年度以降)に国又は地方公共団体等において設置の公共図書館で、下記①②③全ての実績を有すること。ただし、それぞれの実績が同一の契約ではなく個別の契約でも可とする。

- ① 電子図書館システムの構築
- ② 1年間以上の電子書籍の提供
- ③ 1年間以上の電子図書館に係るサービス提供

4 プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは以下のとおりとする。変更する場合は参加者に対し、別途通知するものとする。

公告	令和8年5月8日(金)
実施要領等の配布	令和8年5月8日(金)から 令和8年5月27日(水)午後3時まで
質問書の受付	令和8年5月8日(金)から 5月18日(月)午後3時まで
質問の回答期限	令和8年5月22日(金)午後3時まで
参加申込書提出期限	令和8年5月27日(水)午後3時まで
参加資格審査結果通知	令和8年6月1日(月)午後3時まで
企画提案書提出期限	令和8年6月11日(木)午後3時まで
審査(プレゼンテーション及び質疑応答)	令和8年6月24日(水)(予定)
審査結果通知	令和8年6月25日(木)午後3時まで

5 実施要領等の配布

実施要領等は、津市ホームページ内の本プロポーザル記事内からダウンロードすること。

6 契約の相手方の最優先候補者の選定について

津市電子図書館システム構築及び利用等業務プロポーザル方式審査委員会において、企画提案書に基づく提案説明を受け、提案内容等を公正かつ客観的に評価し、算出した各委員の審査点数の平均点が最も高い点数の提案者を最優先候補者として決定する。

ただし、基準となる最低点は300点とし、平均点が300点未満の場合は、最も点数が高い提案者であったとしても不採用として、最優先候補者として決定しないものとする。

なお、同点の場合は審査委員会で協議の上、順位を決定する。

7 契約の締結について

審査の結果、最上位者として選定された最優先候補者を本業務に係る随意契約の見積書徴取の相手方として、契約の交渉を行う。ただし、その者との契約が成立しない場合は、次点者との交渉を行うこととする。

8 その他

本プロポーザルに関する詳細は、「津市電子図書館システム構築及び利用等業務プロポーザル実施要領」による。

9 問い合わせ先

〒514-8611

三重県津市西丸之内23番1号（津リージョンプラザ2階津図書館事務室）

津市教育委員会事務局教育総務部津図書館図書館管理担当 担当：田間

電話 059-229-3320 FAX 059-229-1458

E-mail 229-3321@city.tsu.lg.jp